

**利用料金の減免対象**は以下の理由となる場合です。

令和8年4月1日より障がい者に関する使用料等の減免が変わりました

○石狩市公園条例

第30条(使用料等の減免)

市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を減免することができる。

○石狩市有料公園施設等管理規則

第7条(使用料の減免)

条例第30条の規定による有料公園施設の使用料(以下「使用料」という。)の減免を受けようとする者は、公園施設使用承認申請書又は定期使用承認申請書に必要な事項を記入しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、石狩市公の施設の使用料等減免規則(令和7年規則第8号)の定めるところにより使用料の減免について決定を行うものとする。

3 略

○石狩市公の施設の使用料等減免規則

第3条(使用料等の減免基準)

号	区分	減免率	
1	市が公用で使用等する場合	10/10	
2・3	市内の社会教育関係団体が本来の活動のために使用等する場合	スポーツ少年団、こども会その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が使用等する場合	10/10
		前号に掲げるもののほか、市長が別に定める団体が使用する場合	5/10
4	市内の幼稚園、保育所及び認定こども園(市が設置するものを除く。)が教育又は保育活動のために使用等する場合	10/10	
5	市長が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために使用等する場合	5/10	
6	市内の自治会及び町内会が本来の活動のために使用等する場合	5/10	

7	<p>構成員の5割以上がいずれかに該当する者の団体が利用する場合</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者</p>	5/10	
8	障害者(介助者を含む。)が使用等する場合	10/10	
9・10	その他市長等が認める場合	公益性が認められる場合で市長等が別に定める場合	10/10
		前号に掲げるもの以外	5/10

#### 石狩市公園使用料減免取扱要領

石狩市有料公園施設等管理規則(平成15年規則第8号)第7条第2項に規定する石狩市公の施設の使用料等減免規則(令和7年規則第8号)。以下「規則」という。)の定めるところによる使用料の減免の取扱いについては、別に定めるもののほか、次に定めるところによる。

第1 規則第3条第3号の市長が別に定める団体とは、市内小中学校のPTA及び教育委員会で行う社会教育団体の登録を受けたものをいう。

第2 規則第3条第5号の市長が別に定める福祉関係団体とは、福祉部で行う福祉関係団体の登録を受けたものをいう。

第3 規則第3条第8号の公益性が認められる場合で市長等が別に定める場合とは、次に掲げる場合をいう。

ア 国及び他の地方公共団体が市民を対象にした事業を主催する場合

イ 中体連及び中文連における実行委員会が使用等する場合(全市的な活動の場合に限る。)

ウ 自治会・町内会が主催するイベントで使用等する場合

エ 自治会・町内会が石狩市公園条例(昭和52年条例第11号)第3条第1項第4号に掲げる行為を許可を受けて使用する場合

第4 規則第3条第9号のその他市長等が認める場合(前号に掲げる場合を除く。)とは、高校又は大学が教育活動の一環として使用等する場合をいう。